

# 川崎市平成15年度第1号5年公債発行要項

- |               |   |            |  |
|---------------|---|------------|--|
| 1 発行者の名称      | 川崎市   | 10 払込期日    | 平成15年5月29日   |
| 2 発行総額        | 金159億2,700万円  | 11 募集の受託会社 | 株式会社 横浜銀行  |
| 3 証券の様式種類     | 1万円券, 10万円券, 100万円券の3種類。<br>本公債の証券は, 無記名式利札付に限るものとし, その分割又は併合はしない。  | 12 総額引受会社  | 株式会社 横浜銀行<br>株式会社 みずほ銀行<br>株式会社 りそな銀行<br>株式会社 東京三菱銀行<br>株式会社 三井住友銀行<br>株式会社 U F J 銀行<br>中央三井信託銀行株式会社<br>三菱信託銀行 株式会社<br>川崎信用金庫<br>城南信用金庫<br>さわやか信用金庫<br>芝信用金庫<br>東調布信用金庫<br>世田谷信用金庫<br>横浜信用金庫<br>湘南信用金庫<br>株式会社 神奈川銀行<br>株式会社 静岡中央銀行<br>株式会社 東日本銀行<br>株式会社 八千代銀行<br>セレサ川崎農業協同組合 |
| 4 利率          | 年0.2パーセント   | 13 登録機関    | 株式会社 横浜銀行  |
| 5 発行価額        | 額面100円につき金99円84銭  | 14 証券コード   | J P 2 1 4 1 3 0 B 3 5 7  |
| 6 償還金額        | 額面100円につき金100円  |            |  |
| 7 償還の方法及び期限   | 本公債の元金は, 平成20年5月29日にその全額を償還する。ただし, 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは, その前日にこれを繰り上げる。<br>買入消却はいつでもこれを行うことができる。   |            |  |
| 8 利息支払の方法及び期限 | 本公債の利息は, その発行日の翌日から償還期日までつけ, 毎年5月29日及び11月29日の2回におおのその日までの前半か年分を支払う。ただし, 償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは, 半か年の日割をもってこれを計算する。利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは, その前日にこれを繰り上げる。<br>償還期日後は, 利息を付けない。   |            |  |
| 9 元利金支払場所     | 株式会社 横浜銀行 (本店及び川崎支店)<br>株式会社 みずほ銀行 (本店及び川崎支店)<br>株式会社 りそな銀行 (東京営業部及び川崎支店)<br>株式会社 東京三菱銀行 (本店及び川崎支店)<br>株式会社 三井住友銀行 (東京営業部及び川崎支店)<br>株式会社 U F J 銀行 (東京営業部及び川崎支店)<br>中央三井信託銀行株式会社 (日本橋営業部及び川崎支店)<br>三菱信託銀行 株式会社 (本店及び川崎支店)<br>川崎信用金庫 (本店)<br>城南信用金庫 (本店及び溝ノ口支店)<br>さわやか信用金庫 (目黒支店及び川崎支店)<br>芝信用金庫 (本店)<br>東調布信用金庫 (本店及び武蔵小杉支店)<br>世田谷信用金庫 (本店及び宮崎台支店)<br>横浜信用金庫 (本店及び川崎支店)<br>湘南信用金庫 (本店営業部及び浅田支店)<br>株式会社 神奈川銀行 (本店及び川崎支店)<br>株式会社 静岡中央銀行 (本店及び川崎支店)<br>株式会社 東日本銀行 (本店及び川崎支店)<br>株式会社 八千代銀行 (本店及び登戸支店)<br>セレサ川崎農業協同組合 (本店) |            |  |